

和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 5 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

庁用自動車の交通事故について、相手方との間で物件損害にかかる和解の合意に達したため、和解および損害賠償額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、庁用自動車による交通事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1 和解および損害賠償の相手方

[REDACTED]

2 事故の概要

令和 7 年 3 月 15 日午前 11 時 47 分頃、市職員が、梅の公園に向かうため、庁用自動車を運転して、裏宿町 629 番地付近の青梅街道を走行中、前方不注意により、バイクおよび乗用車に追突し、これらの車両を損壊するとともに、バイクの運転手および乗用車の運転手（相手方）の身体に傷害を負わせた。

3 和解の内容

- (1) 青梅市は、本件事故による相手方の物件損害について、相手方に対し、下記4の額を賠償する。
- (2) 相手方は、本件事故による物件損害に関し、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方は、本件事故による物件損害に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求および訴えの提起をしない。

4 損害賠償の額

¥ 1, 1 5 8, 0 5 4 . —